

日本内航海運組合総連合会 正副会長会議 備忘録（全海運メモ）  
2020年6月10日

1、前回議事概要（令和2年6月1日）

○ファイナンス

①政府経済対策

②暫定精算剰余金を活用したファイナンス（商工中金活用）→①の上乗せ  
・原資（剰余金、安定基金等）を担保として、100億円程度を考えている  
が、併せて返済方法の考慮を要する。

上記の活用については、①②を共用しての混合施策が考えられるが、現段階での実行は尚早であることから、今暫く業況を注視することとした。

○不況対策

・全海運のアンケート調査の表記について、共同係船・解撤の要望が40%となっているが、雇用調整助成金、契約解除、傭船料の減額等、枠を拡大すれば不況対策要望は90%程度となる旨、指摘した。また、係船の実態としては、徳島、香川で10隻、九州で若干の隻数の報告を得ている。（藏本副会長）

2、海運・造船対策特別委員会、海事立国推進議員連盟合同会議

6月16日に開催が予定されている同会議で、内航総連もヒアリングを受けることとなっており、交通政策審議会海運分科会基本政策部会に係る要望、新型コロナウィルス対応に係る要望等を行うこととなっている。

3、基本政策部会関係

○新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金の海運分野への活用について（要望）

・国が作成した資料（旅客船協会・総連合会）に基づき支援策を報告した。  
当該支援については、地方運輸局からそれぞれの自治体に資料の支援策について通知済みである旨、報告された。各自治体により支援策の優先順位は異なる可能性があるため、各事業者が内航海運業に係る支援策が受けられるかを自治体に確認・要請されたいとした。

4、規程改正について

当該認可申請のうち、令和2年度9月期以降の建造申請手数料については、従来通り10万円とし、認定手数料については、徴収を猶予することとした。ただし、名目は別として10万円程度を徴収することを細則に盛り込

むことを検討する。

- ・臨時投入、船種変更については、建造納付金同様、徴収を猶予のこととする。

## 5、全海運からの要望

- ① 応急的な船員の雇入・雇止手続きの緩和
  - ・海事局の所管に申し入れることとした。
- ② 船舶の検査及び国籍検認等に関する猶予期の延長
  - ・既に認められている。
- ③ 金融関係
  - ・既に制度化されており、取引銀行と対応されたい。
  - ・金融機関向け栗林会長からの要請文を準備した。
- ④ 運賃・用船料の減額及び係船、返船
  - ・国交省の基本政策部会で検討中
  - ・6月26日開催時に直接ご発言いただきたい。
- ⑤ 港湾施設
  - ・上記の臨時交付金を含め各自治体に申し入れいただきたい。又、その成果について報告をいただきたい。

### ○ J R T T のモラトリアム（返済猶予）

J R T T では対応する用意があるとのことなので、各個別に相談いただきたい。

### ○ P I 保険の改正「船舶油濁損害賠償保障法」への対応について

・有料による事業者負担の実態が確認できていない。なお、状況を正確に把握のうえで対応する。

※ 上記は令和2年10月1日施行となり、詳細は、JPI（ジャパンPI）のホームページ ニュースの3/3を参照下さい。（国への納付金7,000円　その他費用有）

### ○ 危険物取扱の資格について

・資格更新については、現在更新手続きができないので、更新期限の延長がされており既存のままで資格は有効。

ただし、新規に資格を受有することについては、当局に確認のこととされた。

以 上